

京都市告示第135号

京都市里道管理条例第5条の規定に基づき里道の区域を決定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年5月18日

京都市長 門川大作

路線名及び区域の決定

路線名	区間	延長	敷地の幅員
四ノ宮里1001号	山科区四ノ宮小金塚8番地427地先から 同町8番地440地先まで	メートル 912.50	メートル 2.40 ~ 10.77

(建設局土木管理部道路明示課)